



民生委員・児童委員は

地域をつなぐパイプ役

民生委員・児童委員は相談の内容に応じて、適切な機関につながります。

▶地域共生課 ☎ 042-420-2807

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員

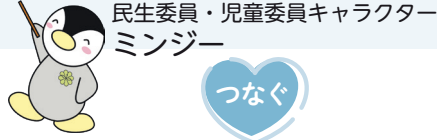
民生委員法により、適格要件を満たした上で推薦会を経て、厚生労働大臣から委嘱されたボランティアです。東京都民生児童委員連合会や市の研修を受け、児童委員も兼ねて活動しています。

主任児童委員

民生委員・児童委員の中で、特に児童福祉に関することを専門的に担当します。児童福祉関係機関等との連絡・調整を行い、児童委員の活動に援助・協力をしています。



民生委員・児童委員の働き



寄り添う

- ♥**社会調査** 必要に応じて担当区域内の住民の福祉需要の調査を行います。
- ♥**相談** 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

つなぐ

- ♥**連絡通報** 問題解決に向けて市民と関係機関等とのパイプ役になります。
- ♥**調整** 適切なサービスの提供が図られるよう調整を行います。

伝える

- ♥**情報提供** 社会福祉制度やサービスについて、その内容や情報を市民に的確に提供します。
- ♥**意見具申** 活動を通じて見出した問題点や改善策を、必要に応じて関係機関に伝えます。

支える

- ♥**生活支援** 自立して暮らすことができるよう、生活体制の構築に協力します。



内容に変更が生じる可能性があるため、民生委員・児童委員の連絡先に関しては地域共生課にお問い合わせください。

▶地域共生課 ☎ 042-420-2807

